

○キャンパス・ハラスメント防止・対策に関する規程

平成14年4月1日

制定

改正 平成15年4月1日

平成16年4月1日

平成18年4月1日

平成21年10月30日

平成22年4月1日

平成25年4月1日

平成27年4月1日

平成31年4月1日

令和4年9月29日

第1章 総則

(目的)

第1条 駒澤大学（以下「本学」という。）は、基本的人権の尊重、法の下での平等などを定める日本国憲法、教育基本法、労働基準法、男女雇用機会均等法及び男女共同参画社会基本法等の精神に則り、キャンパス・ハラスメントを防止することにより、本学を構成するすべての者が個人として尊重され、快適な学園環境のもとでの学生の就学、教職員の就業を保障することを目的とし、また、かかる就学・就業環境が害され、あるいは害される恐れがある場合に適切にそれに対処するため、キャンパス・ハラスメント防止・対策に関する規程（以下「防止・対策規程」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程におけるキャンパス・ハラスメントとは、次に掲げるものをいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反して行われる性的性質の言動によって、学生の就学環境及び教職員の就業環境を害し、精神的・身体的損害を与えることを内容とする人権侵害をいう。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究活動上指導的立場にある者が、その指導を受ける者に対して、その意に反する差別的な発言や不利益な取扱いを行うことによって、就学環境及び就業環境を害し、精神的・身体的損害を与えることを内容とする人権侵害をいう。

(3) パワー・ハラスメント

職務上の地位、権限あるいは権威を必要以上に誇示することによって、就学環境及び就業環境を著しく悪化させ、精神的・身体的損害を与えることを内容とする人権侵害をいう。

- 2 就学環境とは、正常な勉学、課外活動、研究活動を主に指すものとする。
- 3 就業環境とは、正常な就労、適切な業務命令に基づく業務の遂行を指すものとし、教員の場合は、教育活動並びに研究活動を含むものとする。
- 4 第1項第1号から第3号までの具体的内容は、司法機関あるいは行政機関の判断等を基準として例示するとともに、それを適切な方法によって学生及び教職員に周知するものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、学部学生・大学院生（聴講生、科目等履修生、研究生、外国人留学生等を含む。以下「学生」という。）、教員・職員（非常勤講師、嘱託、アルバイト、派遣職員、委託職員等を含む。以下「教職員」という。）に適用する。

(委員会、相談員の設置)

第4条 本学は、キャンパス・ハラスメントの防止を目的として、キャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

- 2 キャンパス・ハラスメント問題に対処するために、キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）数人を置き、受付のための相談窓口を設ける。
- 3 相談員からの報告に基づき、事実関係の調査、問題解決のための措置及び対処方法の提案を行う委員会として、キャンパス・ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。なお、対策委員会が詳細な調査の必要を認めたときは、対策委員会のもとにキャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を組織する。
- 4 対策委員会からの答申に基づき、教職員の懲戒に関する事項を審議するため、キャンパス・ハラスメント懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）を設置する。

(問題解決の原則)

第5条 本学は、キャンパス・ハラスメント問題解決のための必要な措置を迅速かつ適正に行うとともに、原則として相談を受けてから3ヶ月以内に対処方法又は問題解決に向けた経過を相談者（以下「申立者」という。）に通知するものとする。

(守秘義務)

第6条 第4条の定めにより設置される委員会の委員、相談員及びこの規程の運用に関係する者（以下「関係者」という。）は、申立者並びに被申立者のプライバシー保護に十分配

慮しなければならない。

- 2 関係者は、任期中はもとより、任期後も任務遂行に際して知り得た情報を他に漏らし、又は私事に利用してはならない。

(二次的災害の防止)

第7条 本学は、この規程に基づく手続きを進めるにあたり、関係者の人権に配慮し、二次的キャンパス・ハラスメントが起こらないようその防止に努めるとともに、必要な措置を講じるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 学長を始めとする関係者は、キャンパス・ハラスメントに対する相談、調査への協力、その他キャンパス・ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(当事者関与の禁止)

第9条 この規程に関する事案の当事者になった者は、本件事案の手続きが終了するまで、本規程に関する全ての事案に一切関与できないものとする。

第2章 防止委員会

(防止委員会)

第10条 防止委員会は、本学専任教職員のなかから学長が委嘱する次の委員によって構成する。

- (1) 各副学長
- (2) 総務局長
- (3) 各学部長等及び法曹養成研究科長
- (4) 総務部長
- (5) 人事部長
- (6) 教務部長
- (7) 学生支援センター所長
- (8) 専任職員の中から4人

(防止委員会委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役職によって委嘱された委員の任期は、その在任期間とする。

(防止委員会の任務)

第12条 防止委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) キャンパス・ハラスメント防止の基本的な政策に関する事項
- (2) キャンパス・ハラスメント防止のための研修及び啓発活動に関する事項
- (3) その他防止委員会が必要と認めた事項
(防止委員会の運営)

第13条 防止委員会に委員長を置き、学生支援担当の副学長をもってこれに充てる。

- 2 委員長に事故あるときは、前もって定められた順位にしたがって、防止委員会の委員に代行させることができる。
- 3 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。
- 4 防止委員会は、委員の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 防止委員会が必要と認めたときは、専門家の出席を求めることができる。

第3章 相談員、相談員連絡会

(相談員、相談員連絡会)

第14条 相談員は、防止委員会が指名し、学長が委嘱する。

- 2 相談員の氏名、学内連絡場所は、年度初めに公表する。
- 3 相談員の連絡調整、対応策協議等を目的として相談員連絡会を設ける。
- 4 相談員連絡会に相談員の互選による座長を置き、この連絡会を主宰する。

(相談員の任期)

第15条 相談員の任期は、2年とし再任を妨げない。

- 2 役職によって委嘱された相談員の任期は、その在任期間とする。

(相談窓口等)

第16条 相談窓口は、学生支援センター学生相談室とする。

- 2 相談窓口は、24時間受付を可能とするために、留守番電話、FAX、E-mailアドレスを用意する。
- 3 相談窓口は、相談員連絡会への連絡の役割をはたすものとする。
- 4 申立者が特に希望するときは、相談窓口を経ないで相談員が直接相談を受けるものとする。
- 5 相談窓口及び相談員以外の者が直接相談を受けた場合は、本人の了承を得たうえで速やかに人事部へ連絡を行うものとする。

(相談員の任務)

第17条 相談員は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 申立者からの相談に応じること。
 - (2) 申立者に対し事案に応じた助言を行うこと。
 - (3) 申立者が大学側の対応を求めるとき、又は相談員が事実関係の調査、問題解決のための対応等の必要を認め、申立者が了承したときは、事案を相談員連絡会座長に報告すること。
 - (4) 防止委員会に活動状況を報告すること。
- 2 相談は、性差に配慮した複数の相談員で行うものとし、誰が相談に応じるかは、申立者の意向を十分に尊重する。
 - 3 相談員連絡会座長は、第1項第3号の報告に基づき、その対策を学長に要請しなければならない。
 - 4 前項の手続きを行うに際し、相談員連絡会座長は、必要に応じて相談員連絡会を開催するものとする。

(相談員の研修)

第18条 相談員は、任務の遂行上必要な研修を受けなければならない。

第4章 対策委員会

(対策委員会)

第19条 対策委員会は、学長が委嘱する次の委員によって構成する。

- (1) 防止委員会委員長
 - (2) 相談員連絡会座長
 - (3) 総務局長
 - (4) 各学部長等、法科大学院研究科長及び事務部長のなかから 4人
 - (5) 専任教員のなかから 4人
 - (6) 専任職員のなかから 4人
- 2 事案に応じて、専門家に委員を委嘱することができる。
 - 3 委員の構成は、性差比を考慮の上、行うものとする。

(対策委員会委員の任期)

第20条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、2期4年を超えないものとする。

- 2 役職によって委嘱された委員の任期は、その在任期間とする。

(対策委員会の任務)

第21条 対策委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 学長からの要請に基づき事実関係の調査を行うこと。なお、調査には、当該事案に関係する者から直接事情聴取することも含まれるものとする。
- (2) 対策委員会が必要とする場合、相談員の意見を聞くこと。
- (3) 相談内容により申立者又は被申立者の所属する機関において対応できると判断した場合は、当該の長へ事案を報告し、対処を指示すること。
- (4) 対策委員会において詳細な調査が必要と判断した場合は、対策委員会のもとに調査委員会を組織し、事実関係の詳細な調査を指示すること。
- (5) 調査委員会からの調査報告書に基づき、対処方法について学長に答申すること。なお、報告書の作成については、当事者の個人情報の保護に努めるとともに、当該事案に関係する者の固有名詞は使用しないこととする。
- (6) 対策委員会は、調査報告書に疑義を認めた場合は、調査委員会に再調査を命ずるものとする。

(対策委員会の運営)

第22条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、対策委員会を運営し、その議長となる。
- 3 委員長は、任務の遂行上必要な場合は、対策委員会の議を経て、委員以外の者の協力又は、事案によっては専門家の意見を求めることができる。
- 4 対策委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査委員会の構成)

第23条 第4条第3項に基づく調査委員会は、対策委員会の構成員のなかから、対策委員会委員長が指名する委員によって構成する。

- 2 調査委員会は、非公開とし、委員の氏名は、公表しないものとする。

(調査委員会委員の任期)

第24条 委員の任期は、調査委員会が組織された時点から、調査報告書を対策委員会に提出するまでとする。

(調査委員会の任務)

第25条 調査委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 対策委員会委員長からの要請に基づき事実関係の調査を行うこと。なお、調査には、当該事案に関係する者から直接事情聴取することも含まれるものとする。
- (2) 調査委員会が必要とする場合、相談員の意見を聞くこと。

(3) 調査による証言その他の証拠に基づいて、調査報告書を作成し、対策委員会に提出すること。なお、調査報告書の作成については、当事者の個人情報の保護に努めるとともに、当該事案に関係する者の固有名詞は使用しないこととする。

(調査委員会の運営)

第26条 委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、調査委員会を運営し、その議長となる。

(虚偽の申し立て、偽証)

第27条 調査委員会の調査において、虚偽の申し立てや証言を行ったことが判明したときは、学長にその旨を報告し、その者の処分を申し立てることができる。

(記録の保管)

第28条 調査の記録は、人事部において厳重に保管する。

第5章 措置

(措置)

第29条 学長は、対策委員会からの答申に基づき、直ちに解決のために必要な措置をとるものとする。

2 前項の措置について、懲戒を伴う場合は、学生については学則に基づき、また、教職員については懲戒委員会の議に基づき、厳正な処分を行うものとする。

3 学長は、対策委員会からの報告書に疑義を認めた場合は、対策委員会に再調査を命ずるものとする。

第6章 懲戒委員会

(懲戒委員会)

第30条 懲戒委員会の構成は、次のとおりとし、当該懲戒処分事案が発生した場合、学長が委嘱する。

- (1) 学長
- (2) 各副学長
- (3) 総務局長
- (4) 各学部長等のなかから 3人
- (5) 総務部長
- (6) 人事部長
- (7) 学生支援センター所長

(懲戒委員会委員の任期)

第31条 委員の任期は、当該事案の処分が終了するまでとする。

(懲戒委員会の任務)

第32条 懲戒委員会は、対策委員会の答申に基づき懲戒処分に関する事項を審議する。

2 懲戒委員会は、必要により当該事案に関する専門家の意見を求めることができる。

(懲戒委員会の運営)

第33条 委員長は、学長とし、懲戒委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、学生支援担当の副学長又はその指名する懲戒委員会の構成員に代理させることができる。

3 懲戒委員会の審議の決議は、構成委員の3分の2以上の賛成による。

(懲戒の種類及び程度)

第34条 教職員の懲戒は、その情状により次の区分に従って行う。

(1) 譴責 始末書を取り将来を戒める。

(2) 謹慎 20日以内の日を定めて自宅において謹慎させる。

(3) 減給 労働基準法第91条の定める範囲内で行う。

(4) 出勤停止 7日以内出勤を停止し、かつ、その期間の賃金を支給しない。

(5) 諭旨退職 退職願を提出するように勧告し、これを提出しないときは懲戒解雇とする。

(6) 懲戒解雇 解雇の予告をしないで即時解雇することがある。ただし、行政官庁の認定を受けないときは、労働基準法第20条の定めるところによる。

2 教員が前項第5号及び第6号に該当する場合は、当該学部等の同意を得て学長が行うものとする。

(該当者等の弁明)

第35条 当該事案にかかわる行為者は、懲戒委員会に出席して弁明を行うことができる。

2 懲戒委員会が必要と認めた場合、当該事案に関係する者は、懲戒委員会に出席し、陳述を行うことができる。

第7章 雑則

(事務所管)

第36条 この規程により設置された委員会の事務所管は、防止委員会については、総務部、その他の委員会及び相談員連絡会への連絡については、人事部とする。

(改廃)

第37条 この規程の改廃は、防止委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴

き、これを行う。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程（平成12年4月1日制定）、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口規程（平成12年4月1日制定）、セクシュアル・ハラスメントに関する調査委員会規程（平成12年4月1日制定）、セクシュアル・ハラスメント評価委員会規程（平成12年4月1日制定）及びセクシュアル・ハラスメント懲戒委員会規程（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。